

株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）

改正案	現行
<p>（参加者）</p> <p>第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二十五条</u>に規定する証券金融会社</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（参加者）</p> <p>第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次の各号に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二十一条</u>に規定する証券金融会社</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p>